

相模原市農業委員会第5回会議議事録

開 会 日 時 令和7年7月31日 午後1時35分

閉 会 日 時 令和7年7月31日 午後2時43分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

1	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	⑩	菱山 喜章	17	檜島 真
4	黒木 竜郎	⑪	斉藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
⑤	藤村 達人	⑫	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	14	岸 義之		

出席委員 15名

欠席委員 4名 (1番齋藤孝之委員、4番黒木竜郎委員、14番岸義之委員、
17番檜島真委員)

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 5番

議席10番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第2回農地利用最適化推進委員連絡会及び研修会報告
3		第3回農政運営委員会報告
4	議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第26号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
7	議案第27号	農用地利用計画の変更について
8	報告第20号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
9	報告第21号	農地所有適格法人の報告について
10	報告第22号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
11	報告第23号	非農地証明書の発行について
12	報告第24号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
13	報告第25号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第26号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第5回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しております。

本日、1番齋藤孝之委員、4番黒木竜郎委員、14番岸義之委員、17番檜島真委員より、欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、5番藤村達人委員、10番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の会議の傍聴者はありませんので、会議を進めさせていただきます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告いたします。

事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和7年6月30日から令和7年7月30日までの主な会務につきまして、御報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

7月16日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告9件となっております。

続きまして、市関係でございます。

6月30日、農業委員会第4回総会を行いまして、農業委員18名が出席しております。内容につきましては、農地法第5条の規定による許可申請についてほかでございます。

7月2日、令和7年度相模原市地域計画に係る地域での話し合い（藤野地区）が行われまして、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名が出席しております。内容につきましては、目標地図の変更と補助事業を活用した耕作条件改善等についてほかでございます。

7月4日、第61回相模原市農業まつり実行委員会総会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和6年度事業報告についてほかでございます。

7月8日、本庁地区新規就農者との情報交換会を行いまして、高橋委員長、農政運営委員3名が出席しております。内容につきましては、新規就農者との情報交換ほかでございます。

7月14日、第2回農地利用最適化推進委員連絡会及び研修会を行いまして、農地利用最適化推進委員18名、農業委員16名が出席しております。内容につきましては、昨年度に提出した市への意見に関する令和6年度の実績等についてほかでございます。

7月15日、津久井地区新規就農者との情報交換会を行いまして、西東副委員長、農政運営委員3名が出席しております。内容につきましては、新規就農者との情報交換ほかでございます。

7月23日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

裏面を御覧ください。

7月25日、第1回相模原市都市計画審議会小委員会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、委員長、副委員長の選任についてほかでございます。

また、同日、第3回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員11名が出席してお

ります。内容につきましては、令和7年度新規就農者との情報交換会の報告についてほかでございます。

7月28日、令和7年度相模原市耕作放棄地対策協議会通常総会が行われまして、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、令和6年度の事業報告、収支決算報告及び監査報告についてほかでございます。

また、同日、令和8年度農林業施策及び予算に関する要望（農地等の利用の最適化の推進に関する意見）が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、令和8年度農林業施策及び予算に関する要望ほかでございます。

同日、津久井地区関係機関との情報交換会を行いまして、西東副委員長、農政運営委員3名が出席しております。内容につきましては、昨年度に提出した市への意見に関する令和6年度の実績等についてほかでございます。

7月29日、令和7年度相模原市地域計画に係る地域での話し合い（大沢地区）が行われまして、農業委員2名が出席しております。内容につきましては、目標地図の変更と補助事業を活用した耕作条件改善等についてほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、市関係でございます。

7月4日、退任農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員感謝状贈呈式が行われまして、阿部会長、菱山副会長、私が出席してございます。内容につきましては、感謝状の贈呈でございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第2回農地利用最適化推進委員連絡会及び研修会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程2「第2回農地利用最適化推進委員連絡会及び研修会報告」をいたします。

事務局に報告をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、7月14日に開催されました第2回農地利用最適化推進委員連絡会及び研修会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

当日は、会議のほか、神奈川県農業会議より講師をお招きし、農業委員会の果たすべき役割について研修を行いました。

また、会議の中での主な意見等ですが、農地転用申請に係る許可申請におきまして、関係法令に照らし合わせての審査以外の視点等について意見がありました。

以上で、第2回農地利用最適化推進委員連絡会及び研修会の報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、以上で第2回農地利用最適化推進委員連絡会及び研修会報告を終わります。

日程3 第3回農政運営委員会及び情報交換会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程3「第3回農政運営委員会及び情報交換会報告」をいたします。
高橋委員長から報告をお願いいたします。

委員長（高橋委員）

それでは、第3回農政運営委員会及び情報交換会の結果報告をいたします。7月25日に開催されました第3回農政運営委員会及び情報交換会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見等ですが、農政運営委員会議題1について、親元就農でも機械の更新や新規分野に進出する際には支援してほしいとの意見がありました。

農政運営委員会議題3について、機械の購入費用が上がっているの、認定農業者育成事業補助金の上限300万円についても見直す必要があるとの意見がありました。

また、現在、新規就農者の支援としている援農ボランティアについて、新規に限ったものではないので、項目を移してはどうかという意見がありました。

また、毎年同じ内容となっている意見についても、進展が見られなければ、引き続き、意見として要望を続ける必要があるとの意見がありました。

情報交換会では、川口市の資材置場に関する条例のようなものが本市にもあればよい影響が出ると考えられるとの意見がありました。

以上で、第3回農政運営委員会及び情報交換会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がありましたら、お願いいたします。

5番（藤村委員）

今のページについて、全員協議会で再度詳しく説明したほうがいいと思います。最近話題に上がる5mの擁壁みたいなものをどうしましょうという話です。

議長（阿部会長）

藤村委員、ありがとうございます。全協でちょっとお話ができればと思いますのでよろしくお願いいたします。

ほかにごいませんか。

よろしいですか。

それでは、以上で第3回農政運営委員会及び情報交換会報告を終わります。

日程4 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第24号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-5から3-9は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-5から3-8は、相模原市緑区に住む借受人が、兄弟である譲渡人がそれぞれ所有する農地について、親族間の財産整理のため、所有権移転を受けるための申請です。譲受人から見て、譲渡人はそれぞれ3-5が義理の兄、3-6が姉、3-7が妹、3-8が姉の関係にあります。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページと2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区大島の畑、合計4筆1,258㎡です。今後の作付はサツマイモを栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書等で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地3筆1,911㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-9は、市内に所在する社会福祉法人である譲受人が、南区に住む譲渡人が所有する農地を社会福祉事業の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供するため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページと4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区下溝の畑、1筆3,456㎡です。今後の作付はジャガイモやホウレンソウを栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書等で確認しています。譲受人である社会福祉法人が農地法第3条の許可を受けられるのは、農地法施行令第2条第1項第1号ハに基づく社会福祉事業の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供するための申請に限られます。この場合、全部効率利用要件と農作業常時従事要件が適用除外となり、その代わりに、農地の全てについて耕作の事業に供することが新たな要件となります。今回の申請理由は、社会福祉利用者の農作業による生活訓練、就労訓練農地を取得するためとなっているため、社会福祉事業の目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供するものと認められます。また、法人が権利を有する農地8筆10,111㎡は全て耕作の事業に供されていることを確認しております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明または御意見がありましたら、お願いします。

収受番号3-5から3-8については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

7番（山口委員）

3-5から3-8、7月29日に確認してまいりました。まだ作付されていないですけれども、しっかり管理はされております。境界も確認はできました。全く問題のある案件ではありません。しっかりやってもらえると思います。

以上です。

議長（阿部会長）

収受番号3-9については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

13番（志村委員）

7月23日に中島推進委員と現地確認に行つてまいりました。この場所は、はやぶさ学園のちょうど隣にありまして、社会福祉法人の方が適切に耕作してくれるということで、特に問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

15番（高橋委員）

これだけの面積でできた食材は、どういう形で処分を考えているのだろうかという疑問に思いましたのでお伺いしたいと思います。

事務局（武信総括副主幹）

主に施設で利用すると聞いております。理事長及び職員8人も農作業と一緒に従事すると聞いております。

以上です。

議長（阿部会長）

高橋委員、よろしいですか。

15番（高橋委員）

はい、いいです。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第24号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第25号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-7から5-11及び5-1013から5-1023は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページから6ページを御覧ください。

整理番号5-7は、譲受人の株式会社M-HOUSEが、譲受人が所有する麻溝台7丁目の農地3筆、2,451㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第2種農地と第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業及び建設業を営んでおり、事業規模拡大により新規に資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両等出入口を除き、ブロック2段から3段積みを設置し、雨水については、雨水浸透柵及び砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は麻溝台2丁目公園の南西約320mです。

続きまして、收受番号5-8は、譲受人の株式会社ハギワラが、譲渡人が所有する田名の農地2筆、419㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、土木工事業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用中の駐車場が手狭となったため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西側及び南側にブロック3段積みを設置し、東側は既設ブロックを利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名新宿あおぞら公園の南東約170mです。

続きまして、收受番号5-9は、譲受人の株式会社創和が、譲渡人が所有する磯部の農地3筆、990㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、地質調査業を営んでおり、事業規模拡大により、現在使用中の資材置場が手狭となったため、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両等出入口を除き、安全鋼板を設置し、南側一部は既設擁壁を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模が丘病院の南東約340mです。

続きまして、収受番号5-10は、借受人が、貸出人が所有する大島の農地1筆、326㎡に使用貸借権を設定し、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、借家住まいであり、子供も成長し、現在の借家では手狭なため、自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、ブロック1段から3段積みを設置し、雨水については、土の状態及び雨水浸透柵による敷地内浸透とする計画です。汚水については公共下水道に接続いたします。申請地は相和病院の西約200mです。

続きまして、収受番号5-11は、譲受人の株式会社SAGAMIが、譲渡人が所有する田名の農地2筆、1,167㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、現在、間借りしている親会社の資材置場が手狭となったため、新規に資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両等出入口を除き、ブロック2段から3段積み及び万能鋼板を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名新宿あおぞら公園の南東約120mです。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の11件について説明いたします。

収受番号5-1013は、譲受人の小島繊維工業株式会社が、譲渡人が所有する根小屋の農地2筆、1,631㎡の所有権移転を受け、西側に隣接する宅地と併せ、事務所及び工場用地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、繊維工場を営んでおり、事業規模拡大により、新たに事務所及び工場を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両等出入口を除き、コンクリートブロック1段から3段積み、またはRC擁壁を設置し、雨水については、浸透柵設置による敷地内処理とする計画です。申請地は市立根小屋小学校の西約1,000mです。

続きまして、収受番号5-1014は、譲受人の株式会社戸田ゴルフクラブが、譲渡人が所有する長竹の農地2筆、1,176㎡の所有権移転を受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、ゴルフ場を営んでおり、来客数の増加等に伴う事業規模拡大により、現在使用中の駐車場及び資材置場が手狭となり、新たに駐車場及び資材置場を確保するための申請です。間の土地は令和7年3月31日に許可済みで、当初、3筆一緒に申請する予定でしたが、それぞれ所有者が別で、1筆しか契約が調わなかった状況で、ここで2筆、それぞれ契約が調ったことでの申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両等出入口を除く隣地境界にコンクリート擁壁を設置する計画です。雨水については、土のままの状態での敷地内浸透とする計画です。申請地

は市立串川中学校の南約600mです。

続きまして、收受番号5-1015ですが、譲受人の株式会社NORIが、譲渡人が所有する青山の農地1筆、126㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、外構工事業を営んでおり、現在使用中の資材置場が手狭なため、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両等出入口を除き、既存の擁壁やコンクリートブロック、ネットフェンスを利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立串川保育園の北東約200mです。

続きまして、收受番号5-1016です。譲受人が、譲渡人が所有する青山の農地1筆、203㎡の所有権移転を受け、庭敷地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、譲受人は当該農地のすぐ西側に居住しておりますが、庭が狭く、少しでも広くしたいということで、当該農地を譲り受け、庭敷地とするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、既存の擁壁等を利用し、雨水については、土のままの状態による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立串川保育園の北東約200mです。

続きまして、收受番号5-1017は、借受人が、貸出人が所有する寸沢嵐の農地1筆、300㎡の一部、18.9㎡の使用貸借権を設定し、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は24ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、アパート住まいで、子供も成長し、手狭となったため、新たに自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両等出入口を除く西側は既設のコンクリート縁石、南側は既存のコンクリートブロックを利用し、北側及び東側はコンクリートブロック1段から2段積みを設置し、雨水については浸透樹、汚水については合併処理浄化槽を設置し、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立内郷中学校の南約900mです。

続きまして、收受番号5-1018は、譲受人のエアアンドティー企画有限会社が、譲渡人が所有する三ケ木の農地1筆、199㎡の所有権移転を受け、住宅用地として販売するための宅地造成の転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は26ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、隣接する4区画については、令和6年4月1日許可済み地で、既に3区画が売買済みであり、ニーズが高いことから、今回の農地も宅地として造成し、販売するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両等出入口を除き、北側、西側、南側は既存のコンクリートブロック1段から3段積みを利用し、東側は既存のRC擁壁を利用する計画です。雨水については、土のままの状態です敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第一種低層住居専用地域です。申請地は市立津久井中央小学校の北約300mです。

続きまして、收受番号5-1019は、譲受人の株式会社三愛が、譲渡人である4人

が所有する根小屋の農地7筆、8,503㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は28ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、譲受人は不動産賃貸業を営んでおりますが、建築業者から事業規模拡大に伴い、現在使用している資材置場では手狭なため、新たな資材置場確保の依頼があり、候補地を探すこととなり、依頼主の建築業者の主な営業範囲は県内及び都内であることから、高速道路のインターチェンジ周辺など、道路交通の利便性の高い土地を希望しているとともに、保管する資材は建築に係る様々なもので多岐にわたるため、余裕のある面積が必要との要望を踏まえ、数か所の候補地を交渉したが、契約が調ったのが当該申請地であり、資材置場として転用し、貸付けを行おうとするものです。申請地の現況ですが、若干、東側に傾斜している地形で、耕作状況は一部で葉物類が栽培されていますが、ほとんどの部分は不耕作となっております。隣接地の状況ですが、南側と西側、北側は戸建て住宅、東側は崖地となっております。申請地への車両の出入りにつきましては、スクリーンを御覧ください。図面西側に青字の矢印で示しておりますが、申請地の西側に接道しております市道根小屋44号は幅員が狭いことから、さらに西側にある市道長竹奈良南金原と市道根小屋44号の間の土地の一部を譲受人が既に確保しており、緑色で示しているように、進入路として幅員5mの砂利敷き通路を整備し、オレンジ色の矢印のように、市道長竹奈良南金原から通路を通り、市道根小屋44号を横切る形で場内へ進入する計画です。また、車両の搬出入の頻度は1日当たり4トントラック2台がそれぞれ一、二回程度です。なお、西側に接道している市道根小屋44号は横切るだけで通らない状況ですが、接している敷地について、中心線から2mとなるようセットバックをします。引き続き、スクリーンを御覧ください。場内の状況ですが、通路部分は転圧して砂利敷きとし、資材の置場につきましては鉄板敷きとする計画です。場内に置く資材につきましては、建物基礎用の砂利や砕石、型枠、仮設用足場などで、各置場につきましては、積み込みや積み下ろしがしやすいよう、また、整理がしやすいよう、分散した配置となっております。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、出入口を除き、コンクリートブロック2段積みに高さ1mのネットフェンスで周囲を囲います。ネットフェンスとすることで敷地内が見通せるとともに、隣接地への日影の影響や圧迫感等を極力、排除しております。雨水についてですが、東側の崖について、県が指定する土砂災害警戒区域になっており、令和元年の台風の際に崩れた箇所であることから、崩落防止のため、約150㎡の雨水調整池を3か所設置するとともに、通路や資材等の置場以外の部分は土のままの状態を雨水を浸透しやすくする計画としております。申請地は市立根小屋小学校の南約600mです。なお、本案件は面積が3,000㎡を超えておりますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。

続きまして、收受番号5-1020は、借受人の株式会社A.R.Tが、貸出人が所有する川尻の農地2筆、1,487㎡の賃借権の設定により、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は30ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、事業規模拡大により、現在使用中の南区下溝の資材置場が手狭なため返却し、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両等出入口を除き、西側はRC擁壁及びコンクリート土留め

を設置し、東側は鋼板土留めを設置する計画です。雨水については、雨水浸透貯留槽、雨水枳を設置し、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立広田小学校の北西約1,100mです。

続きまして、収受番号5-1021は、譲受人の株式会社寺社建築工芸が、譲渡人が所有する寸沢嵐の農地1筆、662㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は32ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在使用中の車庫兼資材置場が手狭となったため、車庫としての利用は続け、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、北東側は下り傾斜となっており、厚み1.5cm、地上高60cmの樹脂製平板を設置、南東側も下り傾斜で途中で段があることから、途中の段の部分と傾斜が終わる部分、それぞれに北東側と同様に、厚み1.5cm、地上高60cmの樹脂製平板を設置する計画です。北西側は上り傾斜、南西側は車両等出入口のため、土留め策は行わない計画です。雨水については、土のままの状態敷地内浸透とする計画です。申請地は市立内郷中学校の西約300mです。

続きまして、収受番号5-1022は、譲受人の株式会社よろず屋不動産が、譲渡人が所有する青野原の農地1筆、131㎡の所有権移転を受け、来客用駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は34ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、今年5月に譲受人が開業した当該農地隣接の1棟貸しの宿泊施設の来客用駐車場に転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、南側の出入口を除き、西側はコンクリートブロック1段積みを設置し、東側はヤードの擁壁、北側は既設のコンクリート縁石を利用する計画です。雨水については砂利敷きとし、敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青野原診療所の南西約1,600mです。

続きまして、収受番号5-1023は、譲受人が、譲渡人が所有する又野の農地2筆、998㎡の所有権移転を受け、自己住宅及び犬の専用調教施設として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は36ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、親とマンションに同居し、個人事業主として平成30年からドッグトレーナーとして事業展開してきましたが、独立し、自己住宅の建築と併せて、犬専用の調教施設を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、北側の車両等出入口を除き、東側及び南側はコンクリートブロック1段積みを設置し、西側は隣接住宅の既存コンクリート擁壁を利用する計画です。雨水については、住宅部分は浸透枳の設置、屋外のドッグラン施設は芝生の植栽により敷地内浸透とする計画です。汚水は公共下水道へ接続する計画です。申請地は相模原西メディカルセンター急病診療所の西約700mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、過日、地区担当委員さんに現場を見ていただいております。補足説明、御意見を伺いたいと思います。

収受番号5-7については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

13番（志村委員）

7月21日に戸部推進委員と現地確認へ行ってきました。この写真で左側が野菜も多少作っているんですけども、右側は駐車場になっていまして、奥も駐車場になっていました。中へ入って境界もしっかり確認できましたので、特に問題はないと思います。畑に影響がないように、よろしくお願いいたします。御審議よろしく申し上げます。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-8及び5-11については、中央区担当、木下賢一委員、申し上げます。

12番（木下委員）

5-8につきましては、7月17日、現地確認させていただきました。地区の井上直樹推進委員は、7月16日に現地調査しております。東側は転用されておまして、雨水も浸透する区画になっていると思います。転用するには何ら問題はないと思いますので、御審議お願いしたいと思います。

5-11も7月17日に確認しました。西側は小川工業さんの建物がありまして、以前は畑だったと思いますが、大分荒れておまして、今、不耕作で転用はやむを得ないかなと思います。東側は施設になっておりますので、雨水も低い土地ですので、何ら問題ないと思います。御審議お願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-9については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いいたします。

11番（斉藤委員）

7月26日に推進委員さんと現場を見てきました。写真のとおり、左側は駐車場として使われています。石井組の塀がありました。右側はまだ何もしていない、60cmから1mぐらいの土留めをするということで、問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-10については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

7番（山口委員）

7月17日に、小俣推進委員と一緒に見てきました。こちらは南側と東側は道路に面しておりますし、北側、西側は住宅と接しております。境は全く問題ありません。ここは交通量の激しい道路に面していますので、畑としてはすごい使いにくい場所だったと思うんですけども、ずっときれいに管理されていまして、本当に感謝したい場所です。転用は全く問題ございません。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1013から5-1016及び5-1019については、津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いいたします。

18番（菊地原委員）

7月28日に推進委員と現地を見てきました。まず、5-1013ですけども、県

道に直接面しておりまして、周辺に広がった農地はないということなので、周りとの境界もはっきりしているし、道路もあるし、進入路で区画も分かれていますので、転用するのに問題はないと思います。

それから、5-1014につきましては、結構、傾斜のある土地で、一部、シカ柵を設置してありますが、ここ数年、耕作した形跡はありませんでした。予定地の西側は既に駐車場として利用されており農地としての利用よりも転用して利用されるほうがむしろ望ましいのではないかなということ、転用もやむを得ないのかなと思います。ただ、右側の県道に面しているほうがかなりの傾斜地になっておりますので、土留め等はしっかりしておく必要があるかと思えます。

5-1015と1016、これはそれぞれというより一体として見たほうが分かりやすくなっておりまして、串川出張所を上っていく道路の左側に細長くある2筆の農地です。ただ、申請者の自宅に面しております。農地として使うには本当に狭い、幅3mか4mぐらいしかない細長い傾斜地です。狭小な農地で、自宅に隣接しているということで、庭を広げる、あるいは資材置場として広げる、活用するというところで、それは問題ないのかなと思いました。

それから、5-1019は広いので、推進委員と2人で見に行き、びっくりしました。一団でつながっている農地です。ここで一番問題になるのは、進入路が狭くて、入口が鋭角になっている部分です。そういう点では、申請者が既に入口の宅地を購入して道路を拡幅する予定だという説明を聞いて、それなら大丈夫かな、資材置場としても活用できるのかなと判断しました。ただ、左側にある市道も決して広くはない道です。センターラインもない道ですから、説明にあったように、せいぜい4トン車がやっとですね。そのぐらいの決して広い道ではないので、業者には、節度ある利用、トラックの搬入を望みたいところです。また、この間、農業委員会でも議論になっておりました周りの囲い、これも鋼矢板なんかではなく、ネットフェンスということなので、それなら景観や周りの残っている土地や住民との間でもトラブルは発生しないのではないかなと判断したところであります。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-1017及び5-1021については、相模湖地区担当、岸義之委員でございますが、本日、欠席でございます。同委員から報告を受けております。

7月25日に推進委員の岡本委員とともに現地調査を行い、いずれもコンクリートブロックなどによる土留め策を行うということで、隣接地への影響もなく、問題はないとこのことでございます。

以上の内容でございました。

続きまして、収受番号5-1018及び5-1023については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

19番（大塚委員）

5-1018は、7月29日に高城推進委員と一緒に見てまいりまして、地図に載っているように、周りが許可済みになっていて、残っていた最後の1区画が申請箇所ということで、現状も不耕作のところ、やむを得ず、許可するというところでよいのではな

いでしょうかという意見です。

5-1023は、やはり29日に行ってまいりまして、申請地は、借りて多少作っていた人がいたみたいで、小屋みたいのを壊して一生懸命片づけているところに出くわしたんですけれども、やむを得ないかなと思いますし、その隣が耕作地になっていて、大きな畑がありますので、ここが畑として守られるように、ドッグランをやる方は、きちんと柵をして、畑の妨害にならないようなことをしてほしいなと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1020については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いいたします。

8番（西東委員）

一昨日、現地を見てまいりました。真ん中の長い土地と左に半分の5486番が申請地で、既に真ん中に見えるところは更地になっています。左は手入れのしていない梅林となっています。境川が奥のほうにありまして、この付近一帯は、以前は大変良質な畑が広がっていたということですが、今はほとんど転用等で資材置場とか駐車場になっておりまして、特にほかの畑、あるいは付近には住宅もなくて、そういうことでは、この転用もやむを得ないものではないのかなと思っております。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1022については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

10番（菱山委員）

7月30日に柳川推進委員と行ってまいりました。事務局の説明のとおり、ほとんど何も問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ないようでございますので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第25号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第26号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第26号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第26号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-18から7-20及び7-1001は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和7年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画案に対し、求めに応じ、意見するものです。

本庁管内の3件について説明いたします。

整理番号7-18は、耕作者の変更に伴い、貸借の権利を設定するもので、合計1件、1筆1,123㎡です。

整理番号7-19及び7-20は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計2件、2筆1,736㎡です。

新規分の案内図は37ページから40ページを御覧ください。

契約期間は、7-18が従前の貸借の期間を引き継ぎ4か月、7-19及び7-20が3年4か月となっています。利用目的は、いずれも露地野菜の栽培です。法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。第2号ロ常時従事要件について、それぞれ150日以上で要件を満たしております。第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、今回は審査対象者がおりません。以上のことから、認可要件第2号を満たすものと判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件について説明いたします。

整理番号7-1001は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計1件、2筆1,596㎡です。案内図は42ページを御覧ください。契約期間は5年4か月となっています。利用目的はブドウの栽培です。法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、経営農地は適切に管理されております。第2号ロ常時従事要件について、150日以上で要件を満たしております。第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっており、今回は審査対象者がおりません。以上のことから、認可要件第2号を満たすものと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第26号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第26号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第27号 農用地利用計画の変更について

議長（阿部会長）

続きまして、日程7議案第27号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第27号 農用地利用計画の変更について。令和7年6月19日付で、相模原市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により意見を求められた農用地利用計画の変更については、同意するものとする。令和7年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。本案件は、農用地区域から除外について、市長からの意見照会を受けているものです。南区新戸の除外箇所、1筆面積13㎡の現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は44ページを御覧ください。農用地区域から除外する理由としては、農用地の指定錯誤のためです。

補足説明としまして、こちらは昭和49年7月の当初から農用地の指定をされた場所になっておりまして、当初、分譲住宅等はなかった場所なんですけれども、その後に農用地の除外をして、分譲住宅を建築したんですが、今回の該当箇所につきましては、平成9年3月の農用地の見直しのときに、除外が漏れてしまったという箇所になります。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第27号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 報告第20号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 9 報告第21号 農地所有適格法人の報告について

日程10 報告第22号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程11 報告第23号 非農地証明書の発行について

日程12 報告第24号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程13 報告第25号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程14 報告第26号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

ありません。

議長（阿部会長）

事務局からは特にありませんが、皆様から御発言がありましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、以上で日程8報告第20号から日程14報告第26号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第6回総会は、令和7年8月29日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第5回総会を終了いたします。